

雇用保険を受給できない求職者の皆さまへ

訓練受講で  
つながる就職

# 求職者支援制度 があります!



「求職者支援制度」とは、雇用保険を受給できない方が、職業訓練によるスキルアップを通じて早期就職を実現するために、国が支援する制度です。

職業訓練

+

ハローワークの  
就職支援

早期就職

職業訓練受講給付金  
(月10万円+通所手当+寄宿手当)

支援  
内容

- ① 再就職に必要なスキルを身に付けるための職業訓練を受講できます。
- ② 訓練期間中も訓練修了後も、ハローワークが積極的に就職支援します。
- ③ 一定要件を満たす方に、訓練期間中、月10万円の「職業訓練受講給付金」を支給します。

## ■ 支援の対象となる方 (=特定求職者)

求職者支援制度の対象者は、下記の全ての要件を満たす「特定求職者」です。

- 1 ハローワークに求職の申し込みをしていること
- 2 雇用保険に加入中でない、または雇用保険を受給していないこと
- 3 働く意思と能力があること
- 4 職業訓練などの支援が必要であるとハローワークが認めたこと

## ■ 受講できる訓練

- 訓練期間は、1コース2か月から6か月までです。
- 民間訓練機関が、厚生労働省の認定を受けた職業訓練を実施します。
- 開講予定の具体的なコース情報や求職者支援制度の詳細は福岡労働局のホームページ「公的職業訓練のご案内」をご覧ください。

ハローワーク窓口への相談は、お早めに!

○詳しくはお近くのハローワーク又は

福岡労働局 公的職業訓練

検索



厚生労働省・福岡労働局・ハローワーク

